

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和8年1月1日現在

(1) 入院基本料に関する事項

一般急性期病棟 1日に13人以上の看護職員（看護師及び看護助手）が勤務しています。

午前9時～午後5時までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

午後5時～午前9時までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

地域包括ケア病棟 1日に13人以上の看護職員（看護師及び看護助手）が勤務しています。

午前9時～午後5時までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

午後5時～午前9時までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

(2) 食事サービスに関する事項

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（朝8時、昼12時、夕18時以降）に適温で提供しています。

(3) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療費の内容のわかる領収明細書を交付しています。

(4) 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費負担をお願いしております。（金額は消費税込）

- ・診断書および証明書料等 1,000～5,000円
- ・診察券再発行料 100円
- ・その他 別掲

(5) 保険外併用療養費に関する事項

入院期間が180日を超える入院

当院では、180日を超えてご入院される患者様（別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く）について、健康保険一部負担金と別に、1,760円を負担していただきます。
(生活保護受給中の方については、自己負担金は発生いたしません)

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず患者さんの希望で、長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養として、患者さんの自己負担となります。
具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>)